

# 介護保険特集

介護保険制度は、今年4月から実施されますが、その準備として昨年10月から、要介護認定の申請受付を始め、昨年中に審査判定が終了している人には、今年1月中旬に、その他の人は審査判定が終わり次第、順次要介護認定決定通知書を郵送しています。

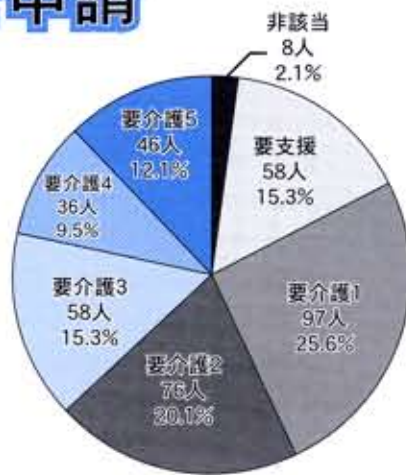
そこで、この介護保険特集では、まず、昨年中の申請状況と認定状況についてお知らせし、次に、要介護認定を受けた人が、次にしなければならないケアプランの作成や政府から発表された特別対策の概要などについて説明します。



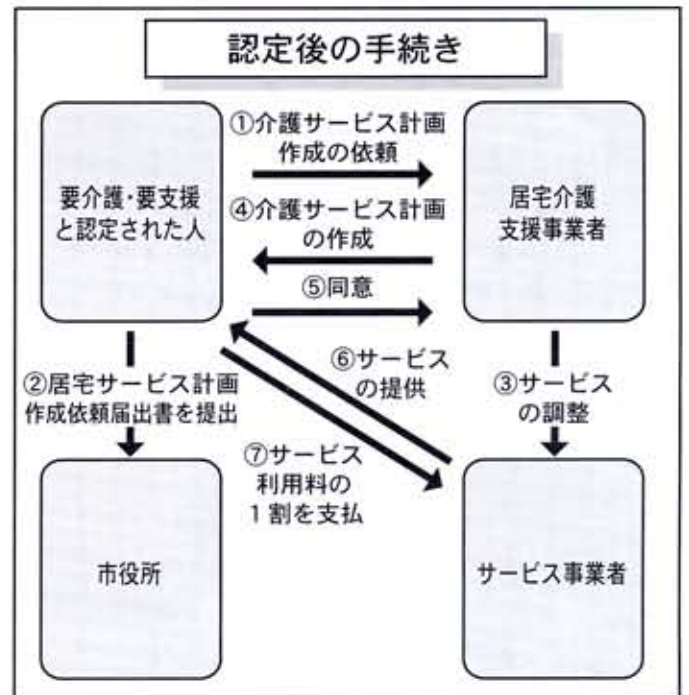
## 515人が要介護認定を申請

昨年中に要介護認定の申請をされた人は、515人で、このうち12月末までに379人の審査判定が終了しました。これらの人につきましては、1月中旬に一齐に要介護・要支援認定結果通知書を送らせていただきました。認定結果については、右の要介護・要支援認定結果のようになっています。

また、それ以降についても、審査判定が終了次第、順次結果通知書を郵送しています。



要介護・要支援認定結果(平成11年12月末現在)



## 審査判定結果を郵送中

### ■まずケアプランの作成が必要■

要支援又は要介護状態と認定された人が、4月以降、介護保険の在宅サービスを利用するには、前もって、介護サービス計画(ケアプラン)を作成することが必要です。

介護サービス計画の作成は、居宅介護支援事業者に依頼することができます。作成を依頼すると、居宅介護支援事業者の介護支援専門員(ケアマネジャー)が、本人の希望や家族の意向を踏まえ、本人の介護の必要度や状況に応じた介護サービス計画を作成し、サービスの提供事業者との調整します。どの居宅介護支援事業者に依頼されるかは自由ですが、事業者を決めたら、「居宅サービス計画作成依頼届出書」を市に提出してください。(すでに提出している人は不要です)

計画作成にかかる費用は、全額介護保険から給付されますので、利用者の負担はありません。

なお、介護サービス計画は、利用者が自分で作ることもできます。ただし、必要書類を作成して、市に届け出たり、サービス事業者へ予約を入れたりといった手続きも自分で行うことになるな

ど手間がかかります。なるべく居宅介護支援事業者に作成を依頼することをお勧めします。

### ■居宅介護支援事業者とは■

要介護認定で介護が必要と認定されても、どのようなサービスを利用したらいいのか、サービスを提供する事業者がどこにあるのか、施設に入りたがどうすればいいのかなど、本人や家族にはなかなか分からないものです。

## 認定結果通知が届いた人へ

そこで、一人ひとりの状態や希望に応じて、どのようなサービスをどれくらい利用したらよいかをアドバイスする機関が必要になってきます。これが居宅介護支援事業者です。居宅介護支援事業者には、介護支援専門員がいて、実際に各種支援の仕事をするのは、この介護支援専門員です。

居宅介護支援事業者の役割は

①利用者や家族の状況や意向を踏まえ、要介護

者一人ひとりにあわせた介護の課題を分析し、「居宅サービス計画原案」を作成する。「このとき、利用者の要介護度ごとの居宅介護サービス費区分支給限度基準額(区分支給限度額)に応じて、サービス内容を検討する。」

②「居宅サービス計画原案」を作成すると、利用者又は家族に対してサービスの内容、利用料等について説明し、同意を得て、「居宅サービス計画」を作成する。

③サービス事業者との調整などを行う。

④「居宅サービス計画」の作成後も、利用者の状況をチェックして、サービスの適切な利用について支援する。

⑤必要に応じて計画の変更や調整を行い、また、要介護認定の申請や変更申請、更新認定の代行をすることなどです。また、施設に入所したい人に対しては、その連絡調整も行います。

### ■認定後に状態が変化した場合■

要介護認定の結果通知後、申請者の状態が悪化した等、介護の必要度が変化したときは、再度認定申請できますので、市高齢者福祉課でご相談ください。